解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十二月十一日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

奈良県御所市一番地の三

御所市土地開発公社

代表清算人　宮谷　太

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十九日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

福岡県久留米市西町一三一八番地の一

財団法人西村学園

代表清算人　鶴橋　正輝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

佐賀県佐賀市松原一丁目二番三五号

財団法人佐賀商工会館

代表清算人　島内　正彦

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為第二十九条の規定による存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

長崎市城山町二九番四号

財団法人一粒子学園

代表清算人　柴田　年子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十九日岩手県教育委員会の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

岩手県一関市東山町松川字町裏六四

財団法人二十五菩薩像保存委員会

代表清算人　永澤　隆

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月二十四日開催の社員総会の決議及び平成二十五年十二月四日付宮城県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

仙台市若林区舟丁三番地

医療法人社団紫苑会

清算人　伊藤　義郎

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡一番地の一

財団法人学鳳育英奨学会

代表清算人　源後　正能

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十一月十二日千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

千葉県松戸市根本三八七番地の五松戸市役所内

松戸市関台土地区画整理組合

清算人代表　上澤　秀夫

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

千葉県山武郡九十九里町片貝四〇九九番地

財団法人九十九里町開発公社

代表清算人　松井　義郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

財団法人京都府高等学校定時制通信制教育振興基金　代表清算人　北畑悌治郎

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十一月二十七日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

大阪府藤井寺市岡一丁目一番一号藤井寺市役所内

藤井寺市土地開発公社

代表清算人　松浦　信孝

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

大阪市中央区森ノ宮中央一丁目一八番一三号

財団法人日本洋傘検査協会

代表清算人　林　道浩

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

和歌山県有田市宮崎町一六六八番地

財団法人田中厚生社

代表清算人　古川　義文

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

山口県下関市豊北町大字田耕四三三二番地

財団法人田耕厚生会

清算人　林　勘一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月二十六日開催の臨時評議員会及び理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

愛媛県新居浜市繁本町三番四号

財団法人新居浜市教育振興会

代表清算人　古川　一豊

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十五年十一月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

札幌市豊平区豊平六条六丁目五番八号

丸彦渡辺建設厚生年金基金

清算人　三木　伸夫